

宝塚市起業融資活用者利子補給金交付要綱

(通則)

第1条 宝塚市起業融資活用者利子補給金（以下「補給金」という。）の交付については、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるものによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、宝塚商工会議所が実施する起業家指導の修了者又は公的機関が実施する「起業家支援セミナー」等の修了者で、市内で起業するために㈱日本政策金融公庫等の国の機関及び兵庫県、市の起業家支援の融資あっせん制度を活用し、起業資金を借り受けた者（以下「借受人」という。）の負担を軽減し、起業家の健全な発展に寄与し、市内産業の振興を図ることを目的とする。

(補給金の対象制度及び利子補給対象限度額)

第3条 補給金対象制度は、㈱日本政策金融公庫等の国の機関及び兵庫県、市の起業家支援のための融資制度とし、利子補給の対象は、当初借入額1,000万円以下に係る利子の額とする。

(交付対象者)

第4条 補給金の交付を受けることができる者は、起業前もしくは、起業後12か月以内の者で、宝塚商工会議所が実施する起業家指導の修了者又は公的機関が実施する「起業家支援セミナー」等の修了者で、前条に規定する融資制度により資金を借り受けた者で、事業計画書等により市長が適当と判断したものとする。

(補給金の額等)

第5条 補給金の額は、第3条に規定する資金の借受人が金融機関に支払った利子額とする。ただし、借受人の責任により生じた利子分についての補給金の交付は行わない。

2 補給金を交付する期間は、融資実行後初回引き落とし開始月から3年間とする。ただし、期間内に廃業又は事業所等を市外に移転した場合は、その事実が発生した日の直前の支払期までとする。

(交付申請)

第6条 補給金の交付を受けようとする者は、宝塚市起業融資活用者利子補給金等交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して融資実行日、開業届提出日又は法人登記日のうち最も早い日付より12ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付申請があったときは内容を審査し、宝塚市起業融資活用者利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補給金の交付を受けようとする者が、補給金事業の内容の変更、中止又は廃止を行おうとする場合は、補給金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更交付申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補給金変更交付通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 補給金の交付を受けようとする者は、交付決定に係る市の会計年度が終了後（補給金対象事業等が年度途中で完了したときは当該完了後）60日以内に、宝塚市起業融資活用者利子補給金実績報告書（様式第5号）を、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(交付請求)

第9条 第6条及び第7条の交付決定を受けた者が補給金を請求しようとするときは、宝塚市起業融資活用者利子補給金請求書（様式第6号）により請求しなければならない。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の変更又は取消しをすることができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) その他市長が、この要綱の目的に反すると判断したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
(要綱の失効に伴う経過措置)
- 3 この要綱の失効前に第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対する補助金の交付の取扱いについては、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成17年4月1日前に、改正前の宝塚市起業融資活用者利子補給金交付要綱に基づいて受けた申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成21年4月1日前に、改正前の宝塚市起業融資活用者利子補給金交付要綱に基づいて受けた申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁終了の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の

施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。